

中小企業の事業主の皆さまへ  
**2023年4月1日から**  
**月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます。**

**具体的な算出方法（例）**

1か月の起算日からの時間外労働時間数を累計して60時間を超えた時点から50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

算出例  
 > 1か月の起算日は毎月1日  
 > 法定休日は日曜日  
 > カレンダー中の青字は、時間外労働時間数  
 > 時間外労働の割増賃金率  
 60時間以下・・・25%  
 60時間超・・・50%

日	月	火	水	木	金	土
	1 5時間	2 5時間	3	4 2時間	5 3時間	6 5時間
7 5時間	8 2時間	9 3時間	10 5時間	11	12 5時間	13 5時間
14	15 3時間	16 2時間	17	18 3時間	19 3時間	20 3時間
21	22 3時間	23 3時間	24 2時間	25 1時間	26 2時間	27 1時間
28 3時間	29 1時間	30 1時間	31 2時間			

↑ 法定休日労働  
 ↑ 月60時間を超える時間外労働

**割増賃金率**

- ◆ 時間外労働（60時間以下）      カレンダー白色部分    = 25%
- ◆ 時間外労働（60時間超）        カレンダー緑色部分    = 50%
- ◆ 法定休日労働                      カレンダー赤色部分    = 35%

## 緊急対策 『STOP！“建設3大災害”』

栃木県内の建設業において、7月と8月に、運転中の建設機械が路肩から転落し、この建設機械の下敷きとなり作業員が死亡するという建設重機災害が立て続けに発生しました。

また、栃木県内の建設業においては、令和3年以降（令和4年8月15日現在）、労働災害によって9名の方が尊い命を落とし、このうち7名の方が「建設3大災害」と言われる建設重機災害、墜落・転落災害又は崩壊・倒壊災害によってその尊い命を落とすという緊急事態となっています。（下表「建設3大災害の概要（死亡災害）」参照。）

建設業における死亡災害を撲滅するため、下記の緊急対策『STOP！建設3大災害』実施要綱に基づき「建設3大災害」防止の徹底に取り組みましょう。

### < 緊急対策 『STOP！“建設3大災害”』実施要綱 >

1 目的

建設3大災害（建設重機災害、墜落・転落災害及び崩壊・倒壊災害）防止に集中的に取り組むことにより、建設業における死亡災害を撲滅する。

2 実施事項

- (1) チェックリストによる点検を実施して「建設3大災害」防止を徹底する。
- (2) 『Aない声かけ運動！プラス』を実践して「建設3大災害」防止を徹底する。